寒川町児童クラブ入所判定基準

令和3年11月1日 施行

1. 基本指数

- ・居宅外就労及び居宅内就労は、12時00分から18時30分の間の勤務時間を適用します。
- ・居宅内就労とは、日常生活の場と同一の居宅内で自営業に従事している場合をいいます。同じビル内、同一敷地内等 の近隣も居宅内就労として扱います。
- ・居宅外就労であっても、親族関係にある経営者のもとに就労し、比較的勤務時間が自由な場合は、居宅内就労として 扱います。
- ・2項目以上に該当する場合は、点数の高い方を適用します。

区 分			内 容	点数	点数	
	1			5 時間以上の就労を常態とする	父 20	母 20
					19	20 19
				4時間以上 5時間未満の就労を常態とする		
			月20日以上	3時間以上4時間未満の就労を常態とする	18	18
			,, I V H M.L.	2時間以上3時間未満の就労を常態とする	17	17
				1時間以上2時間未満の就労を常態とする	16	16
				1時間未満の就労を常態とする	15	15
				5時間以上の就労を常態とする	19	19
		外勤	月16日~19日	4時間以上5時間未満の就労を常態とする	18	18
				3時間以上4時間未満の就労を常態とする	17	17
				2時間以上3時間未満の就労を常態とする	16	16
				1時間以上2時間未満の就労を常態とする	15	15
				1時間未満の就労を常態とする	14	14
			月12日~15日	5時間以上の就労を常態とする	18	18
				4時間以上5時間未満の就労を常態とする	17	17
				3時間以上4時間未満の就労を常態とする	16	16
				2時間以上3時間未満の就労を常態とする	15	15
				1時間以上2時間未満の就労を常態とする	14	14
1	居宅外就労			1 時間未満の就労を常態とする	13	13
1	7E -C 7 (*1)/L 21			5 時間以上の就労を常態とする	19	19
				4時間以上5時間未満の就労を常態とする	18	18
			月20日以上	3時間以上4時間未満の就労を常態とする	17	17
			月20日以上	2時間以上3時間未満の就労を常態とする	16	16
				1時間以上2時間未満の就労を常態とする	15	15
				1時間未満の就労を常態とする	14	14
				5 時間以上の就労を常態とする	18	18
				4時間以上5時間未満の就労を常態とする	17	17
		台灣		3時間以上4時間未満の就労を常態とする	16	16
		自営	月16日~19日	2時間以上3時間未満の就労を常態とする	15	15
				1時間以上2時間未満の就労を常態とする	14	14
				1 時間未満の就労を常態とする	13	13
				5 時間以上の就労を常態とする	17	17
				4時間以上5時間未満の就労を常態とする	16	16
				3時間以上4時間未満の就労を常態とする	15	15
			月12日~15日	2時間以上3時間未満の就労を常態とする	14	14
				1時間以上2時間未満の就労を常態とする	13	13
				1 時間未満の就労を常態とする	12	12
				5 時間以上の就労を常態とする	18	18
		白份	月20日以上	4時間以上5時間未満の就労を常態とする	17	17
				3時間以上4時間未満の就労を常態とする	16	16
	居宅内就労			2時間以上3時間未満の就労を常態とする	15	15
				1時間以上2時間未満の就労を常態とする	14	14
				1時間未満の就労を常態とする	13	13
			月16日~19日	5時間以上の就労を常態とする	17	17
				4時間以上5時間未満の就労を常態とする	16	16
				3時間以上4時間未満の就労を常態とする	15	15
2				2時間以上3時間未満の就労を常態とする	14	14
-				1時間以上2時間未満の就労を常態とする	13	13
				1時間未満の就労を常態とする	12	12
			月12日~15日	5時間以上の就労を常態とする	16	16
				4時間以上5時間未満の就労を常態とする	15	15
				3時間以上4時間未満の就労を常態とする	13	13
				2時間以上3時間未満の就労を常態とする	13	13
				1時間以上3時間未満の就労を常態とする	13	12
					12	12
		计形数		1時間未満の就労を常態とする		
Ш		内職			10	10

		入院		20	20
		常時臥床・感染性疾患		20	20
2	3 疾病	特加州·佐 冉	自立支援医療(精神通院医療)受給者	18	18
3			その他、精神性疾患により保育に当たれない場合	16	16
			国指定難病疾患	20	20
			その他、慢性疾患により保育に当たれない場合	16	16
4	心身障害			20	20
4		常時臥床・感染性疾患		16	16
		同居	入院中の者の付添看護が常時必要な場合	20	20
			常時観察、付添看護(介護)が必要な場合	18	18
5	看護・介護	別居	上記以外の看護(介護)が必要な場合	16	16
3	有成 月成		入院中の者の付添看護が常時必要な場合	18	18
			常時観察、付添看護(介護)が必要な場合	16	16
			上記以外の看護(介護)が必要な場合	14	14
6	災害	災害等の復旧のため保育に		20	20
		就職活動	就職先を探すため保育に当たれない場合	10	10
	その他		職業訓練校	16	16
			就労を目的とした専門学校	14	14
7			大学・大学院	12	12
			上記以外への就学、自宅研究のため保育に当たれない	10	10
			場合(通信制の学校を含む)	10	10
		町長が保育の必要性を認め	る場合	町長が定める	町長が定める
				A	В

2. 調整指数

・就労状況による調整指数は、基本指数に加算した際に20点を超えない範囲とします。

区 分		内 容		点 数	点 数
				父	母
		祖父母別居	祖父母宅が同一小学校区域外	+25	+25
1	ひとり親世帯	但人母別店	祖父母宅が同一小学校区域内	+22	+22
		祖父母同居		+21	+21
2	離婚調停	離婚調停中で配偶	者と別居している世帯	+20	+20
	就労状況		1日7時間以上の就労を常態とする	+5	+5
3		夜勤 (深夜労働)	1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする	+4	+4
			1日5時間以上6時間未満の就労を常態とする	+3	+3
			1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする	+2	+2
			1日3時間以上4時間未満の就労を常態とする	+1	+1
		シフト制	1日8時間以上の就労を常態とする	+3	+3
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする	+2	+2
		(変則勤務)	1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする	+1	+1
		就労内定中		-2	-2
4	その他	町長が緊急性が高	いと判断した場合	町長が定める	町長が定める
				a	b

3. 児童指数

・低学年を優先させるため、学年状況に応じて児童指数を加算します。

			1	
区分		内容	点数	
1	学年状況	小学1年生	+30	
		小学2年生	+27	
		小学3年生	+24	
		小学4年生	+21	
		小学5年生	+15	
		小学6年生	+9	
2	その他	町長が緊急性が高いと判断した場合	町長が定める	
			C	

4. 合計

(A父の基本指数+a父の調整指数) + (B母の基本指数+b母の調整指数) + C児童指数 =

- ・ (A父の基本指数+a父の調整指数) + (B母の基本指数+b母の調整指数) + C児童指数で算定し、合計点数の高い順に 入所決定をします。
- ・合計点数の高い者から入所決定を行い、同点の者すべてを入所させると定員を超えてしまう場合は、同居家族の生活状況を総合的に判断した上で、入所決定を行います。同居家族の生活状況とは、児童の年齢、家族構成、保護者の勤務時間などのことです。